

## 「令和8年度 すみよし学びあいサポート事業」

### 業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

#### 1 案件名称

「令和8年度 すみよし学びあいサポート事業」業務委託

#### 2 業務内容に関する事項

##### (1) 事業目的と概要

生活保護世帯を含む経済的に困難な世帯では、家庭における学習環境の問題などから相対的に高校進学率が低く、高校中退率が高くなっている。そのため将来、就労の選択肢が少くなり、結果的に不安定就労となって「貧困の世代間連鎖」という事態が生じている。

また、不登校により勉強が遅れ、学校へ行っても勉強がわからないから行きたくないといった悪循環がおこるために進路の選択肢がなくなり、結果的に生活困窮者となってしまう可能性もある。

当該事業はこのような状況の中で生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生に対し、学習支援を行うことで、「貧困の世代間連鎖」の防止を図る。

また、不登校からの脱却をめざすために、不登校の中学生とその保護者に対してカウンセリングを行うとともに、関係機関と連携を図っていく。

これらの目的を達成するため、学習環境に課題のある生徒に対する学習支援のノウハウや、不登校の中学生に対する支援等、幅広い知識と経験、専門性を有する民間事業者から広く企画提案を募集する。

##### (2) 業務内容

具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

なお、「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて仕様を追加・変更し契約締結を行うものとする。追加・変更する業務内容については、受注者と本市と協議のうえ定めることとする。

##### (3) 目標

すみよし学びあいサポート事業参加者の出席率80%以上、成績向上率80%以上。

##### (4) 事業規模（契約上限額）

金4,422,000円（消費税および地方消費税を含む）

##### (5) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

##### (6) 履行場所

錦秀会 住吉区民センターほか

##### (7) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

#### 3 契約に関する事項

##### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕

様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

受注者からの報告に基づいて当区の検査に合格したときは、受注者からの請求に基づき、四半期ごとに委託料を受注者に支払う。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金等

契約保証金　免除

保証人　否

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する\*。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### **4 応募資格、必要な資格・許認可等**

次にあげる条件のすべてに該当し、住吉区役所の資格審査においてその資格を認められたものは公募型企画競争方式（公募型プロポーザル方式）に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 児童福祉や教育、または青少年の健全育成等について実績があり、中学生に対する支援を提供できる法人であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、本市の法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 上記（2）の活動の実績が証明できること。
- (9) 上記（1）～（8）の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能とし、その場合にあっては、以下の要件も満たしていること。
  - ア 各事業者は共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - イ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
  - ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - エ 単独で応募した事業者は、本案件において共同体の構成員となることができない。
  - オ 各構成員は、本案件において複数の共同体の構成員となることができない。

#### **5 スケジュール**

内容	期日又は期限
公募開始	令和 8 年 1 月 19 日（月）から
説明会参加申し込み期限	令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 5 時まで
説明会（※任意参加）	令和 8 年 1 月 27 日（火）午後 1 時 30 分
質問受付期限	令和 8 年 1 月 29 日（木）午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 2 月 5 日（木）
参加申請関係書類の提出期限	令和 8 年 2 月 19 日（木）午後 5 時まで
参加資格決定通知	令和 8 年 2 月 20 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時まで
企画提案会（プレゼンテーション）	令和 8 年 3 月 10 日（火）午前 10 時から
選考結果通知	令和 8 年 3 月 11 日（水）
契約締結・事業開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）
事業完了	令和 9 年 3 月 31 日（水）

#### **6 応募手続き等に関する事項**

- (1) 説明会参加申込（※任意参加）

ア 受付期間 令和 8 年 1 月 19 日（月）から令和 8 年 1 月 21 日（水）

イ 提出書類 「令和8年度 すみよし学びあいサポート事業」公募型企画競争方式（公募型プロポーザル方式）実施説明会参加申込書（様式1）  
ウ 提出部数 1部  
エ 提出場所 住吉区役所生活支援課まで E-mail（送信先：[tuo0007@city.osaka.lg.jp](mailto:tuo0007@city.osaka.lg.jp)）で提出すること。

※土曜・日曜を除く午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時を除く。）の間に、「説明会参加申込書」が届いたかどうか、必ず電話で確認すること。

（2）公募型プロポーザル実施説明会

日 時 令和8年1月27日（火） 午後1時30分～  
場 所 住吉区役所 4階 第6会議室

※参加人数は1団体2名までとする。また、参加は任意とする。

（3）質問の受付

ア 受付期間 令和8年1月27日（火）説明会終了後から令和8年1月29日（木）  
イ 質問の方法 「質問票」（様式2）に記載し、住吉区役所生活支援課まで E-mail（送信先：[tuo0007@city.osaka.lg.jp](mailto:tuo0007@city.osaka.lg.jp)）で提出すること。  
※午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時を除く。）の間に、質問票が届いたかどうか、必ず電話で確認すること。  
ウ 質問の回答 受け付けた質問については、住吉区ホームページに掲載し、個別には回答しません。

（4）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月19日（木）  
※郵送・FAX・E-mail不可。土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時を除く。）  
イ 提出書類 （6）提出書類一覧の3参加申出書及び資格証明書類に必要な書類を参照  
ウ 提出部数 1部  
エ 提出場所 住吉区役所生活支援課（住吉区役所2階24番窓口）まで持参  
オ 参加資格決定通知 令和8年2月20日（金）付け、E-mailにより通知する。

（5）企画提案書等の提出

ア 企画提案書等は、A4版とし、様式9-1から9-6を使用すること。  
イ 企画提案書等の枚数は、1様式につき1枚とする。（様式9-3は2枚まで可）  
ウ 企画提案書等の必須記載項目は、様式9-1から9-6に記載されているとおりとする。  
エ 受付期間 令和8年2月20日（金）付けで通知する参加資格決定通知到着後から  
令和8年2月26日（木）午後5時まで  
※土曜・日曜を除く午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時15分  
から午後1時を除く。）  
オ 提出部数 7部（正1部、副6部※副は複写可）  
カ 提出場所 住吉区役所生活支援課（住吉区役所2階24番窓口）まで持参  
※郵送・FAX・E-mail不可。（午前9時から午後5時まで。ただし、午  
後0時15分から午後1時を除く）  
キ その他 仕様の各項目を十分に検討し、提出できる案は1案とする。また、提案事  
業者名の記載は正本のみとし、副本は事業者名のほか、提案事業者が推定  
できる記載についても黒塗りをすること。

(6) 提出書類一覧

提出書類	提出期限
1 説明会への参加申込 公募型プロポーザル実施説明会参加申込書（様式1）	令和8年1月19日（月）から令和8年1月21日（水）午後5時まで
2 質問の受付 質問票（様式2）	令和8年1月27日（火）説明会終了後から令和8年1月29日（木）午後5時まで
3 参加申出書及び資格証明書類に必要な書類 <input type="checkbox"/> (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式3） <input type="checkbox"/> (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4） <input type="checkbox"/> (ウ) 事業概要（事業者の業務内容がわかるもの。パンフレット等様式自由） <input type="checkbox"/> (エ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可） <input type="checkbox"/> (オ) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表又は確定申告書 <input type="checkbox"/> (カ) 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：原本） <input type="checkbox"/> (キ) 使用印鑑届（様式7） <input type="checkbox"/> (ク) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可） ※税務署の様式その3またはその3の3様式【法人】、又はその3の2様式【個人】 ※非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。 <input type="checkbox"/> (ケ) 過去2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可） ※ただし、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。 <input type="checkbox"/> (コ) 共同事業体届出書兼委任状[共同体での申請の場合のみ]（様式5） <input type="checkbox"/> (サ) 代表者資格証明書[共同体での申請の場合のみ]（様式6） <input type="checkbox"/> (シ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）	令和8年1月27日（火）説明会終了後から令和8年2月19日（木）午後5時まで (土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時15分から午後1時を除く)
4 企画提案書等 (ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式9-1） (イ) 事業趣旨、事業効果について（様式9-2） (ウ) 事業の効果的な実施に向けた提案について（様式9-3） (エ) 提案のセールスポイントについて（様式9-4） (オ) 類似業務実績調書（様式8） (カ) 経費内訳書及び積算根拠（様式9-5）	令和8年2月20日（金）付けて通知する参加資格決定通知到着後から令和8年2月26日（木）午後5時まで (土曜・日曜を除く午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時15分から午後1時を除く)
その他 ※ 本市入札参加有資格者名簿に登録している者については、上記3 (エ) ~ (ケ) を省略できるものとします。 ※ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とします。 ※ 提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とします。	

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	審査内容	配点	
実効性	業務内容である生活困窮世帯や不登校の中学生が抱える複雑な課題に対する支援の背景や目的を理解した上で、事業に参加しやすい支援を行う提案か	20	20
専門性	個々の子どもの実情に応じた少人数の学習支援をおこなうことにより成績向上や非認知能力を高める居場所づくりを加味した効果的な提案か	25	45
	不登校生徒が事業に参加した場合は、大阪市の委託事業である子ども自立アシスト事業の事業者と連携した専門性を生かした具体的な提案か。	15	
	住吉区主任児童委員連絡会と連携した交流会の実施について、専門性を生かした具体的な提案か。	5	
現実性	提案した業務を確実に遂行できる、実績と運営基盤があるか	15	30
	スケジュールが合理的でかつ新型インフルエンザ等の感染拡大防止対応について実行可能な提案か	15	
効率性	所要経費の積算が妥当であるか（事業内容と整合しているか）	5	5

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「すみよし学びあいサポート事業」受注者選定会議で行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プрезентーション

日 時 令和8年3月10日（火）午前10時から（予定）

※プレゼンテーションの開始時間については、参加資格決定通知書にて通知する。

場 所 住吉区役所 4階 第5会議室

説明時間 1団体あたり20分（説明10分 質疑応答10分）

説明者等 1団体2名までとする

※パワーポイント等機材を使用してのプレゼンテーションは不可。提出書類を使用して説明すること

エ 留意事項

（ア）審査の結果、評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象としない。

（イ）最高点の者が複数者いる場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

（ウ）提案者が1者であっても、選定会議を行い、審査結果により当該申請者を委託予定事業者とする。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこ

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこ

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこ

カ 契約上限額を超える提案を行うこ

キ 応募受付後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合は失格とする。

#### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

### 8 その他

#### (1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。契約の締結は、令和8年度予算が成立した後とする。

上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

#### (2) 順位の繰上げ

事業予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点の候補者が事業予定者に繰り上がるものとする。

#### (3) 質問、提出先、問い合わせ先

〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

住吉区役所生活支援課（担当：藤岡）

住吉区役所2階24番窓口 電話 06-6694-9866

メールアドレス tu0007@city.osaka.lg.jp